

WE LOVE 憲法

2013/7/4 第7号
長崎高教組 文責 小田
info@nagasaki-kokyoso.org
TEL 095-827-5882

講演「『改憲』と『壊憲』－憲法をいかすために」報告

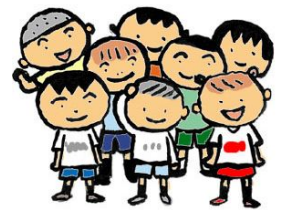
活水大学の渡辺弘さんを講師に迎え、長崎支部の憲法学習会が6月7日、筑後町の教育文化会館で開かれました。

「憲法」を英語では‘Constitution’というが、‘Constitution’は「構造・土台・基本」などの意味を持つ。憲法こそが国の「基本」である。自民党安倍政権が策動している、「憲法改悪」の動きは、‘Constitution’＝「憲法」を壊し、日本社会の‘Constitution’＝「基本」を壊す動きである。安倍政権の成立要件は日本国憲法にあるが、その憲法を否定するとは言語道断、立憲主義がなんたるかを知らない暴挙である。

自民党憲法草案はけっして復興調ではなく、現代の世界に見合った、彼らにとって一番都合のより考えを並べたものである。現憲法では「公共の福祉」により人権を制約することを認めていたが、それは弱者救済の視点であった（大店法による規制等に反映）。しかし、自民党草案では、国民の権利について「公益および公の秩序によって制限できる」と明記されており、弱者救済の視点はなくなり、国や大企業にとって都合のいい政策が行われるようになる。

「日の丸」「君が代」の法制化、卒業式・入学式での強制、さらには授業への圧力など教育への圧力を強め、人々の頭の中に手を突っ込んで、ぐちゃぐちゃにしようとしている。学校の先生方の果たす役割はとて大きく、先生方には意識を変えていただきたい。

新自由主義的改革の仕上げとして、第9条の「改悪」を考えている。金の儲かるシステム、すなわち低賃金のところで生産し、高いところで売る。そのために生産は海外で行いたい、治安が不安である。日本の企業利益を守るため自衛隊の派遣を可能にしたい。どのための「改悪」。



講演「自民党改憲案と安倍政権に異議あり！」報告

7月の6月14日、筑後町の教文会館で、民主団体の主催による「憲法改革 NO！長崎集会」が開かれ、集会のメインとして、長崎大学名誉教授の船越耿一さんの講演がありました。

自民党の憲法改正草案を提示し、「現行憲法の三大原則－国民主権、基本的人権の尊重、平和主義－を否定している。改憲ではなく、憲法を壊す『壊憲』だ」と批判しました。

「自民党草案は、憲法9条を変えて戦争をする、基本的人権に制限しようとする。気がついた時はあとの祭り。太平洋戦争もそうだった。権力者を制限し、縛る憲法を緩めようとする国会議員が、ろくな議論もせずに改憲しようとしている。正々堂々と国会で議論をすべき」

「公益優先で人権を制限できるという自民党草案は、公益のために死ぬと強制できるという事。たとえ公に反しようが、イヤなものはイヤだという、少数の立場を認めるのが基本的人権を尊重すること。基本的人権より、公の秩序が、いや政府が優先することになる。こんなものは絶対に許せない。君のいのちを差し出さなさいといっていることだ」

「戦争の反省が共有されていた年輩の方の継承や、知的中間層が少なくなり、民衆レベルで憲法蔑視、嘲笑が生まれている。護憲をあざ笑う空気。孫の代まで憲法9条を伝えていかないとはいけません」と締めくくりました。

自治労青年部や退職女性教職員から取り組みと連帯の挨拶がありました。

